

ID: 514

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第44条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第44条第1項の規定による。 第44条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。 (1) 一部負担金を減額すること。 (2) 一部負担金の支払を免除すること。 (3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日